## ◎新潟県告示第808号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 知事指定薬物の名称
  - (1)  $2-(4-\rho 2, 5-i + 2)$  N-(3, 4, 5-h + 2) N-(3, 4, 5-h +
  - (2) 2-(4-x + x + x + 2) (2) 5-y + y + y + 2 (通称 名: 25E-NBOMe) 及びその塩類
  - (3) 3-[2-(2-メトキシベンジルアミノ) エチル] キナゾリン-2, 4(1H,3H) -ジオン(通称名:RH-34) 及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められる ため。

3 指定の効力が発生する日 平成27年5月29日